参考資料

「空家等」・「管理不全空家等」・「特定空家等」の定義

空き家（住宅）

長屋建・共同住宅の空き住戸部分
市営住宅などの公営住宅

空家等（住宅・店舗・倉庫・全て空室となる共同住宅等）（法第２条第１項）
→　**居住その他の使用（例：物置として使用）がなされていないことが（概ね年間を通じ）常態であるもの**

・建築物
- 建築物本体
- 門、塀など

特定空家等（法第２条第２

① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

管理不全空家等（法第 13 条第１項）

① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の特定空家等となるおそれのある状態
② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態の特定空家等となるおそれのある状態
③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態の特定空家等となるおそれのある状態
④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の特定空家等となるおそれのある状態

・附属する工作物（看板、擁壁など）
・敷地
- 建築物除却後の土地
- 立木その他の土地に定着する物

※国・地方公共団体が所有・管理するものを除く